

令和8年7月1日

浦添市立小中学校保護者の皆様

浦添市教育委員会

教育長 銘苅 健

(公印省略)

浦添市立小中学校家族休暇制度の導入について

平素より本市教育委員会の事業運営にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて本市教育委員会では、子どもたちの平日の休暇取得制度を設け、家族と過ごす時間の確保と、様々な経験を通して心身の成長につなげていくことを目的として、「浦添市立小中学校家族休暇制度」を導入することとなりました。

本制度を利用した場合は、「出席停止・忌引き等」となり欠席にはなりません。つきましては、必要に応じてご活用いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 導入日：令和8年9月1日
2. 対象：浦添市立小中学校児童生徒
3. 取得できる日数：年間3日まで（1日単位・分散取得可）
4. 取得日の取扱：出席停止・忌引き等（欠席にはなりません）
5. 取得できない日：
 - ①儀式的行事等：入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式等
 - ②学校行事：運動会、各種発表会等
 - ③対外・宿泊を伴う活動：修学旅行、野外教育活動
 - ④その他：定期テスト、学級、学年、学校全体の活動がある日、各行事のリハーサル等がある場合はその日も含む※ 校長が認める日に限ります。
6. 届出：休暇取得日の1週間前までに所定の家族休暇取得申請書を学校に提出
7. 申請書：市及び学校のホームページよりダウンロードまたは学校で配布
8. その他：
 - ①休暇中の授業については保護者の判断により家庭内で補ってください。
 - ②本休暇は保護者の責任のもとで取得するものであるため、期間中は保護者により安全を確保する。学校の管理外となるため、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。



(浦添市 HP)

浦添市教育委員会 学校教育課

TEL：098-876-1218

浦添市立小中学校家族休暇制度 Q&A

Q1. 「浦添市立小中学校家族休暇制度」とは何ですか。

A: 浦添市立小中学校において、家族で過ごす時間を確保し、子どもたちが様々な経験を通して心身の成長につなげていくことを目的として、子どもたちに平日の休暇制度を推奨する制度です。

Q2. 申請はどのようにするのですか

A: 休暇取得希望日の1週間前までに申請書を学校に提出してください。申請書は市及び学校HPからダウンロードまたは学校でもらうことができます。

Q3. 取得できる日は何日ですか。また年間で残った日数は次年度に繰り越すことはできますか。

A: 取得できる日数は最大3日までで、1日単位の取得になります。連続して取得することも、分散して取得することも可能です。年間最大3日までですが、もし年間日数が残った場合でも次年度に繰り越すことはできません

Q4. いつでも取得できますか

A: 学校行事などがある場合や、その他学校長が認めることができないとした日は取得できません。取得を検討する際は学校にご相談ください。

○取得できない日

- (1) 儀式的行事: 入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式等
- (2) 学校行事: 運動会、各種発表会
- (3) 対外・宿泊を伴う活動: 修学旅行、野外教育活動
- (4) その他、定期テスト、学級、学年、学校全体の活動がある日
各行事のリハーサル等がある場合はその日も含む

Q5. 急に保護者の休みが取れた場合、前日に申請を行うことはできますか

A: ご家庭のご事情により、前日に届け出ることも可能ですが、計画的な取得を推奨しております。また学校も早めに把握する必要があることから、原則1週間前までの申請をお願いします。

Q6. 子どもたちだけで活動しても大丈夫ですか

A: この制度は、保護者の責任のもとで、家族で過ごす時間を確保するための制度であり、保護者の皆さまに子供たちの安全を確保していただく必要があることから、子どもたちだけで活動することを目的に取得することはできません。

Q7. 取得することで受けることができなかった授業についてはどのように対応すればよいですか。

A: この休暇は、ご家庭で取得を判断いただく休暇であるため、受けられなかった授業内容について補習の実施はございません。ご家庭での自習等により補っていただきますようお願いいたします。

Q8. 取得中に子どもがけがをした場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象になりますか。

A: 本休暇制度は保護者の責任のもと取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者により安全を確保してください。学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

年 月 日

(連絡先: — —)

記

3. 休暇を取得する家族等：氏名： (続柄)
氏名： (続柄)
氏名： (続柄)
氏名： (続柄)

- ・取得した児童生徒及び保護者へアンケート等を実施することがあります。